



日本税関労働組合  
 東京都千代田区霞が関 3-1-1  
 財務省内 西 151 号室  
 TEL 03-3581-4111(代) 内線 2969  
 (直 通)03-3593-1790  
 (FAX)03-3593-1788  
 (E-mail)zeikan-roso@kfy.biglobe.ne.jp  
 発行人 永山幸司  
 編集人 渡辺 航

# 第 1 回 関税局長交渉を実施！

## ～江島関税局長に現場の実態を訴え、要求実現を求め～

税関労組は、令和 5 年 11 月 24 日、第 64 期第 1 回関税局長交渉を実施しました。当労組を代表して永山中央執行委員長を中心とした代表者 11 名が出席し、事前に合意した 4 つの議題

「令和 6 年度税関関係予算」

「昇任及び昇格の基準等」

「業務処理体制に係る諸問題」

「職員の健康・安全管理」

について要求を行いました。

冒頭、税関労組を代表して、永山中央執行委員長から所信を表明し、江島関税局長からこれを受けて発言がありました。

今回の交渉は、昨年 3 月の衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会の両委員会において全会一致で獲得した『附帯決議』を踏まえ、令和 6 年度概算要求内容を関税局長に直接問う重要な交渉であり、予算以外にも

○令和 4 年 10 月 11 日からの入国者数の上限撤廃に伴い、入国者も徐々に増加してきていること

○不正薬物等の摘発や知的財産侵害物品の差止めは、越境電子商取引の拡大に伴い輸入許可件数が大幅に増加している航空貨物や取扱量の多い国際郵便物からの摘発が多数を占めており、今後も迅速な通関と厳格な取締を両立させていく必要があること

等、水際の第一線で必死に働いている職員  
 の気持ちや現場の実態を訴えながら、ひとつでも多くの要求が実現するよう強く求めました。



当局側



労組側

(税関労組交渉団)

永山中央執行委員長、原川副中央執行委員長、仲野副中央執行委員長、北條中央執行委員、小坪中央執行委員、脇中中央執行委員、福本中央執行委員、蔦本中央執行委員、齋藤書記長、渡辺書記次長 計 10 名

## 今月号の CONTENTS

### 特集

第1回関税局長交渉を実施！…………… 1

### お知らせ

新規 HP 導入のお知らせ…………… 14

## 永山中央執行委員長 所信 表 明



永山中央執行委員長

私たち税関労組は、真に自由にして民主的な労働運動を旗印として、「健康で明るく働きたいのある職場」「ゆとり・豊かさが実感できる生活」を実現するために税関職員の必要な定員の確保や処遇改善、職場環境の整備、業務上の諸問題等の解決に向け、組合員の声を拾い上げながら活動を展開してきました。

当局におかれても、厳しい行財政事情の中にあつて、定員、予算の確保をはじめとして、処遇改善や職場環境の整備等に「ご努力頂いていることに感謝申し上げます。

特に定員にあつては、国家公務員全体が大変厳しい定員合理化計画の中においても、令和5年度の定員にあつては、104人の純増によつて、10,178人となり、前年に引き続き過去最高となっております。これも、当局のご尽力の賜物と思っております。

しかしながら、昨年10月の入国者数の上限撤廃以降、国際線定期便の復便・増便が続いて

おり、また、クルーズ船も順調に寄港し、訪日外国人旅行者数はコロナ前の2019年の約7割まで回復しています。さらに、越境電子商取引の拡大に伴い、航空貨物の輸入件数が1億件を超え、今年に入つても増加の傾向にあります。そして、不正薬物等の摘発は7年連続で1トンを超えており、加えて、知的財産物品の差止件数の増加、テロ関連物資の水際阻止も極めて重要な課題であり、現場は日々増加する業務に追われている状況となっております。これらの多くの課題を達成するためには、定員の増加は必須であり、限られた人員の中にあつても、業務の効率化等創意工夫を凝らしながら懸命に職務に当たっている組合員の処遇改善のため、級別定数の拡大も必要不可欠です。

私たちも国政の場や査定当局等の理解が得られるよう、国会議員要請行動や、内閣人事局・人事院交渉の場を通じて、税関業務の特殊性、困難性、重要性を訴えており、本年3月の関稅定率法の一部を改正する法律案の審議にあたり、衆議院・財務金融委員会において11年連続39回目、参議院・財政金融委員会において12年連続42回目となる附帯決議の獲得にも至っているところです。

本日は、組合員の切実な声をしっかりと伝えるべく、忌憚なく要求させていただき所存でありますので、関税局長におかれまして、この交渉における私たちの要求・要望の実現、関係各所への働きかけを是非ともよろしくお願ひいたします。

本日の交渉が、双方にとりまして有益かつ有意義なものとなるよう、江島関税局長の眞摯な回答に期待して、私の所信とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

## 江島関税局長 所信 表 明

永山中央執行委員長から所信が述べられましたので、私からも基本的な考え方を申し述べさせていただきます。

全国の税関職員の皆さんには、先のG7広島サミットや関係関係会合等における取締強化を始め、日々最前線で、厳格な不正輸出入防止のための水際取締りや円滑な通関等に「ご苦労・ご尽力をいただいていることに、改めて心から敬意と謝意を表したいと思ひます。

また、7月の着任以降、各地の税関を訪問しておりますけれども、どの職場においても、税関に課せられた使命を全うするため、職員の皆様が士気高く、誠実に職務に取り組んでいる姿を目の当たりにし、大変頼もしく感じているところです。

昨今の税関を取り巻く環境を見ておりますと、越境電子商取引の拡大に伴う国際宅配貨物いわゆるSP貨物の輸出入が急増し、他方、コロナウイルス蔓延により一時は動きがほとんど止まっていた出入国旅客も、検疫の水際措置の終了とともに訪日外国人旅行者を中心に急速な回復をみせています。また、経済安全保障上の脅威への対処に代表される新たな分野の出現など、時々刻々と大きく変化しています。そのような中、税関における不正薬物の押収量が、7年連続で1トンを超えるほか、知的財産侵害物品の摘発も高水準で推移しております。さらには、一時は鳴りを潜めた金地金の密輸入も、金の取引価格の上昇と人流の回復に伴って再び姿を見せ始めるなど、税関が水際で果たす役割はますます重要になっております。

これまでも、このような環境の変化に対して、業務の効率化や制度の見直し、税関手続の電子化、取締・検査機器の適正な配備等により対応してきましたけれども、今後も、税関は、常に時代の変化や税関を取り巻く環境の変化に対し、柔軟な発想を持って対応していくことが求められると思ひます。

税関の使命を果たし、貿易の秩序を確保するためには、円滑、厳格な業務運営が求められ、とりわけ、それを支える職員の皆さん一人ひとりが、心身ともに健康で、やりがいを持って働くことができる、風通しの良い明るく前向きな職場環境を整えることが不可欠であると思ひております。

職員団体の皆さんにおかれましては、引き続き健康で活力ある職場作りへの協力をお願いするとともに、職員団体としての建設的な意見や要望があれば、いつでも窓口で遠慮なく申出いただきたいと思います。

以上をもって、私の所信とさせていただきます。



江島関税局長



議題1

令和6年度税関関係予算

(1) 予算要求方針 (永山)

越境電子商取引の拡大によりSP貨物を始めとした輸入申告件数も激増しており、また、出入国旅客も急速に回復基調にあり、検査対応など業務量が回復あるいは増加し、さらに輸出貨物や出国旅客の携帯品等に対する取締りなど業務量も増加している。

税関の業務量に見合った適切な税関職員の見合った適切な税関職員の定員確保、処遇改善、機構の充実、職場環境の整備等が必要であり、また、定年引上げに伴う新規採用数のヤマタニをなるべく平準化することも重要と考えるが、関税局長におかれては、令和6年度概算要求及び定員要求をどのような方針に基づいて行ったのか伺いたい。

令和5年度末の税関定員は、過去最多の10,178名となったことは、当局が必要な定員確保に尽力された結果であるものと考えており、敬意を表する。

しかしながら、越境電子商取引の拡大によりSP貨物や海上貨物の輸入申告件数も増加しており、これらの貨物の通関や検査にあたっては、旅員職員などによる応援体制があればこそ対応できている状況であった。訪日外国人旅行者数の回復に伴い、旅員職員を元の職場に戻したことから、SP貨物や海上貨物の通関や検査に携わる職員が不足している。コロナ禍において不正薬物、知的財産侵害物品等の密輸入の多くは、取扱件数の多い航空貨物や郵便物からの摘発が大半を占めていたが、訪日外国人旅行者数の回復に伴い航空機旅客等からの摘発も増加してきてい

る状況から、とても業務量に見合った増員とは言えない。

税関労組は、税関業務の重要性や職場の実態を、人事院、内閣人事局、さらには国政の場で理解を得るべく要請活動を行ってきたところであり、その結果、先の通常国会においても、税関職員の定員確保、処遇改善などを内容とする附帯決議が、両院ともに全会一致で付されたところである。

当局におかれては、附帯決議等を踏まえ、現場からの切実な声である当労組からの「令和6年度概算要求に関する要求書」を提出させていただいた。局長におかれては、令和6年度概算要求において税関職員の定員確保、職場環境の整備等に関しどのように取り組むのか伺いたい。

特に定員の確保にあつては、2年に1歳ずつ定年が引き上がる中で、定年退職者が出ない年度の翌年度の新規採用数が極端に少なくなることはないよう、適切に対応していただきたい。

(当局回答)

本年5月15日付で提出されました皆さんの要求内容は承知しております。

極めて厳しい財政事情の下ではあるが、税関業務を的確に運営していくため、所要の予算、定員を確保していくことは、重要なことと認識しております。

令和6年度税関関係予算の概算要求においては、骨太の方針等の政府決定を踏まえつつ、税関業務を的確に運営していくため、X線検査装置等の各種取締・検査機器等の整備などに必要な経費として、総額1,041億円(対前年度+60億円)の税関関係予算を要求しているところであります。

また、定員要求におきましては、越境電子商取引の拡大に伴う輸入貨物の

急増への対応

- ・テロ対策等の水際取締の体制強化
- ・経済安全保障を確保するための体制整備などを行っていくため、191人の純増要求を行っているところであります。

引き続き行政需要に適切に対応できるように予算及び定員の確保に向けて最大限努力するとともに、定年引上げに伴う新規採用数のヤマタニがなるべく生じないよう努めてまいりたいと思います。

(2) 級別定数及び機構の要求 (原川)



原川副中央執行委員長

級別定数の改定につきましては、これまで税関職員の役職別職員構成等にも配慮しつつ、業務量の増大及び複雑かつ困難化する税関業務の特殊性に沿った要求を行ってきたところであります。

皆さんもご承知のとおり、現下の行財政事情等から極めて厳しい状況ではありますが、令和6年度の級別定数改定要求においても、職員の処遇改善を図るため、必要な定数について要求しており、その確保に引き続き努力してまいりたいと思っております。

機構要求につきましては、税関行政を取り巻く環境の著しい変化に適切に対応するため、必要な要求を行っているところであり、引き続き、税関業務の現状及び業務量の推移等を勘案しながら、適正な機構の整備に努めてまいりたいと思っております。

(3) 監視艇の乗艇人員 (渡辺)

監視艇の安全運航の確保及び急な出艇要請に対応するため、大型・中型監視艇の船舶職員を「法定人員13名」、小型監視艇の船舶職員を「法定人員12名」とするなど必要な要員を確保すること。

なお、必要な要員の確保については、減船などではなく新規採用とすること。

のであり、満足できる結果ではない。当局におかれては、処遇停滞を招かぬよう、引き続き、関係当局へ働きかけを行い必要な級別定数及び機構の確保に努めていただきました。当局におかれては、処遇停滞を招かぬよう、引き続き、関係当局へ働きかけを行い必要な級別定数及び機構の確保に努めていただきました。

(当局回答)



渡辺書記次長

監視艇は海上機動力として非常に重要なものであり、その運航については、安全運航の確保が第一であると認識しているが、一部の小型監視艇では、法定人員ギリギリの人数で運航しているところがある。事前に休暇予定が分かっている場合は、応援者を得て運航するなどして対応しているが、急遽、休暇を取らなければならない場合や傷病等で職員が長期休暇となった場合などは出艇要請に対応できない場合が生じる。監視艇の安全運航の確保及び急な出艇要請に対応するため、大型・中型監視艇の船舶職員を「法定人員+3名」、小型監視艇の船舶職員を「法定人員+2名」とするなど必要な要員の確保を減船などではなく新規採用でお願いする。

(当局回答)

船舶職員の配置については、厳しい行財政事情の下、船舶職員及び小型船舶操縦者法に定める乗組み基準を踏まえ、監視艇の安全航行に必要な要員の確保に努めてきたところであり、今後とも、必要な要員確保に努めてまいりたいと考えております。



議題2

昇任及び昇格の基準等

(1) 行政職 (二) 職員の処遇改善 (片桐)



片桐中央執行委員

税関は平成元年の消費税導入や平成5年、6年の関西国際空港開港という採用の突出した「山」ができている現状にあることから、この世代の処遇停滞が生じないよう、統括官、上官ポストの発令、上位級への昇格を行うこと。

私たち税関労組は、10月27日に「中高年齢組合員の処遇改善に関する要求書」を提出したが、この世代の処遇停滞が生じないよう、統括官、上官ポストに発令するとともに、上位級への昇格をお願いしたい。

(当局回答)

昇任、昇格については、法令等に基づき、職員個々の勤務成績、能力、適性等を総合的に判断して、機構及び定数の範囲内で適正に実施しているところであり、引き続き努力してまいりたいと思っております。

(2) 行政職 (二) 職員の処遇改善 (仲野)



仲野副中央執行委員長

技能職員である行政職 (二) 職員の処遇改善については、将来に希望の持てる処遇となるよう部下数制限の緩和や付加業務の評価について、税関の実態に応じた対応となるよう、人事院に個別協議の際にも強く訴えること。

技能職員は、昭和58年の「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について」の閣議決定を受け、退職者は原則不補充となっていることや、部下数制限もあることから、上位級への昇格が進まず、将来に希望の持てる処遇が確立されていない現状にあり経験年数等から見ても上位級に在るべき行政職 (二) 職員の多くが3級高位号俸に据え置かれている。そのような中、令和5年度についても、上位級の増加が無かったことは遺憾である。

将来に希望の持てる処遇となるよう部下数制限の緩和や付加業務の評価について、税関の実態に応じた対応をしていただくよう、人事院に個別協議の際にも強く訴えかけていきたい。



(当局回答)

技能職員の上位級への昇格は、個別に人事院の厳しい審査を受けることが必要となっており、経験年数あるいは定数枠があるからという理由のみで昇格させることができないというものではございませんけれども、当局としても、人事院との個別協議の場において、鋭意努力しているところであります。技能職員の皆さんが、公用車の運転、安全運行等、税関業務を円滑に遂行するため日々努力されていることは承知しておりますので、引き続き処遇改善に努力してまいりたいと思っております。

(3) 海事職 (二) 職員の処遇改善 (脇中)



脇中中央執行委員

海事職俸給表の級別定数の改善について、海事職 (一) の3級以上、海事職 (二) の4級以上の定数を拡大するとともに、定数枠一杯の発令を認めること。

海事職員について税関の監視艇は、近年、洋上取引や地方港における社会悪物品や金地の密輸が摘発されている中において、海上機動力として非常に重要なものとなっております。その監視艇を運航する海事職員は、社会悪物品や金の密輸及びテロ関連物品に対する



水際阻止のため監視取締りを行う上で重要な職責を果たしている。

監視艇については、取締を実施するという性格上、船の大きさに比べて高出力のエンジンを搭載しており、ほとんどの者が「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に規定される『士官』として業務遂行をしており、監視艇の安全運航に関する職責は重くなっている。

技能職の処遇改善は喫緊の課題であることをご理解いただき、海事職(一)の3級以上、海事職(二)の4級以上の定数を拡大するとともに、定数枠一杯の発令を認めていただきたい。



(当局回答)

船舶職員の上位級への昇格は、個別に人事院の厳しい審査を受けることが必要となっており、経験年数あるいは定数枠があるからという理由のみで昇格させることができないものではございませんが、当局としても、人事院との個別協議の場において、鋭意努力しているところであります。

船舶職員の皆さんが、密輸やテロ対策のため、安全かつ安定した監視艇の運航等、税関業務を円滑に遂行するため日夜努力されていることは承知しておりますので、引き続き処遇改善に努力してまいりたいと思っております。

(4) 再任用職員の処遇改善 (北條)

再任用職員については、現在支給されていない住居手当や寒冷地手当などの手当が支給されるよう、また、再任用職員の能力や勤務実績が処遇に反映できるよう再任用職員にかかる上位級枠の拡大を関係機関に訴えること。



北條中央執行委員

再任用職員については、住居手当や寒冷地手当など一部の手当が支給されていない。フルタイム再任用職員については、一般職員と何ら変わることはないことから、再任用職員の処遇改善を図るため、これら手当が支給されるよう関係機関に働きかけていただきたい。特に、令和3年6月に成立した「国家公務員法等の一部を改正する法律」(令和5年4月1日施行)によって生じる、現在の再任用職員と定年引上げによる60歳超職員との俸給や諸手当に係る処遇の格差の解消、また、再任用職員の能力や勤務実績が処遇に反映できるように、再任用職員にかかる上位級枠の拡大を関係機関に訴えていただきたい。

(当局回答)

再任用職員の各種手当につきましては、皆さんが強い関心を持っていることは承知しております。これらの手当につきましては、制度に関する事項であり当局の権限の及ばないところではあります。また、関係機関に対し必要な要望を行ってきているところでもあります。

また、再任用職員の級別定数につきましては、平成29年度から、再任用短時間勤務職員を対象に、組織活力の維持・向上を図る目的として、4級以上の級を導入し拡大を図っているところであります。現下の行財政事情等から極めて厳しい状況

ではあるが、再任用職員の処遇改善を図るため、引き続き努力してまいりたいと考えております。

(5) 公務員の定年引上げ (福本)



福本中央執行委員

公務員の定年の引上げについては、職員の将来の生活設計に大きく関わる重要事項であることから、引き続き前広な情報提供を行うこと。

また、技能職である行(二)職及び海事職について、役職定年制ではないことから、中高年層の処遇停滞が懸念される。今後の技能職の処遇についてどのような運用になるのか、前広な情報提供を行うこと。

定年の引上げについては、令和5年4月1日から施行された。

令和5年度から令和13年度まで2年ごとに定年を1歳ずつ引き上げ、60歳に達した職員の給与水準は特定日以降、7割とすることとなっている。また、役職定年制の導入に伴い、役職定年となった者と中・高年層の級別定数枠の管理が一緒に行われることから、現役職員の処遇停滞が懸念されるなど、定年の引上げは、職員の将来の生活設計に大きく関わる重要事項であり、関心の高い事項であることから、引き続き、前広な情報提供をお願いします。

(当局回答)

令和5年4月1日から、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げることを規定した「国家公務員法等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、令和6年度中に年齢が60歳に達する職員に対しては、令和5年7月人事異動後に情報提供を実施したところであり、本件に関しては、職員の将来の生活設計に大きく関わる重要事項であることから、引き続き、前広な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

また、行(二)職及び海事職が役職定年の対象外とされていることにしましては、制度に関する事項であり当局の権限の及ばないところではあります。関係機関に対し、処遇の改善を要望してまいりたいと考えております。

(6) 人事評価制度 (薦本)

本年10月より新しい人事評価制度が始まりました。人事評価は、職員の昇任・昇格や昇給など処遇に係る重要なものであることから、目標達成に向けた支援、能力向上のための指導・助言を行うこと。



薦本中央執行委員

人事評価は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価である。今回の改正では、目標設定の中に通常の目標より困難度が高いチャレンジ目標を原則1つ以上設定することや、能力評価や業績評価などをきめ細かく的確に把握するために、従前は5段階で評価していたものが6段階での評価に変更となった。

人事評価は、昇任・昇格や昇給に係る大事なものであることから、期首面談及び期末面談等の際に評価者から被評価者へ改正された部分を含む人事評価制度について、ポイントを踏まえた説明をしっかりすると共に、目標達成に向けた支援、能力向上のための指導・助言をお願いしたい。

(当局回答)

人事評価は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎になるとともに、評価者と被評価者との間のコミュニケーションを通じて、組織内の意識の共有や業務改善等に寄与するものと考えております。

昨年10月から、通常の目標と比べて困難度が高い目標、いわゆるチャレンジ目標を原則1つ以上設定することを踏まえまして、より一層、評価者と被評価者との間で積極的にコミュニケーションを図ることが重要であると考えております。

引き続き、期首面談における業績評価の目標のすり合わせや認識の共有、期中における積極的なコミュニケーション、期末面談におけるきめ細やかなフィードバックにより、職員の成長支援、能力向上のため、評価者による適切な指導・助言を行ってまいりたいと考えております。

(7) 各種手当の充実 (小坪)



小坪中央執行委員

組合員の負担軽減及び処遇改善を図るため、超過勤務手当、寒冷地手当、通勤手当、地域手当、犯罪取締等手当及び赴任旅費が支給または改善されるよう関係機関に働きかけること。

①超過勤務手当

地方官署においては、チャーター便やクルーズ船、地方港での取締り等に対し、近隣官署から応援職員を派遣している。応援派遣にあたっては、官用車・移動式官署車による移動が不可欠であるが、その移動時間の取扱いについては、公務の要請により実質的に拘束されているにも関わらず、当該移動に「業務性」が認められる運転手に限り超過勤務手当の支給対象となっている。

通常、官用車を運行する場合は2名以上で運行することになっており、運転手以外の者は運転手が安全運転に努めるため呼称運転などの安全確認を行っているが、安全確認では超過勤務手当は支給できないとされている。また、応援派遣時には、必要な官服、検査着、税関職員章及び検査機器等を在勤官署から持ち出し、これらを管理することは当然であるが、移動中には応援派遣先での検査体制や情報について共有するなどの打ち合わせを行っている。しかしながら、在勤官署での業務は無く、応援派遣先への移動から始まる

場合に実施している車内ミーティングでは、超過勤務手当は支給されていない。

また、週休日の振替えについても、超過勤務手当と同様に、当該移動に「業務性」が認められる運転手に限り対象となっている。

官用車で応援派遣のため移動する職員は、公共交通機関を利用した出張時の「単なる移動時間」とは明確に異なるものなので、超過勤務手当の対象としていただきたい。当該移動に「業務性」が認められる職員に限り超過勤務手当の支給対象等となっている。

通常、応援派遣は、在勤官署へ出勤した後、官服や検査着を着用し、検査機器、税関職員章や公印等を所持し、運転者以外の職員は、運転手が安全運転に努めることができるよう呼称運転などの安全確認をすることになっており、公共交通機関を利用した出張時の「単なる移動時間」とは明確に異なるものと考えていることから超過勤務手当等の対象としていただきたい。



②寒冷地手当

近年、日本海側の積雪量は増加しており、冬季における暖房費用、スタッドレスタイヤの購入等、負担が増加しているとの声があることから、日本海側の官署及び高地にある地方空港で働く職員に必要な寒冷地手当を支給するよう関係機関に働きかけていただき、特に四級地については支給地の拡大をお願いしたい。

なお、具体的な官署としては、函館税関の大船渡税関支署、釜石税関支署、同支署宮古出張所、東京税関の新潟税関支署、同支署新潟空港出張所、同支署東港出張所、同支署柏崎出張所、同支署直江津出張所、酒田税関支署、横浜税関の宇都宮出張所、鹿島税関支署日立出張所、仙台塩釜税関支署、同支署塩釜事務所

所、同支署石巻出張所、同支署気仙沼出張所、仙台空港税関支署、麻薬探知犬管理センター仙台事務所(④において「麻犬センター」という)、小名浜税関支署、同支署相馬出張所、同支署福島空港出張所、大阪税関の伏木税関支署、同支署富山出張所、同支署富山空港出張所、同支署七尾出張所、敦賀税関支署、同支署福井出張所、舞鶴税関支署、同支署宮津出張所、神戸税関の境税関支署、広島空港税関支署、岡山空港税関支署について、寒冷地手当を支給するよう関係機関に働きかけていただきたい。



③通勤手当

鉄道等の整備による通勤圏の拡大や職員のワークライフバランスに対する意識の高まりによる育児や親の介護の必要性などから、単身赴任や転居することなく遠距離通勤し、又はせざるを得ない職員がおり、通勤手当の上限を越えた場合には自己負担していることから、通勤手当が全額支給されるよう関係機関に働きかけていただきたい。



④地域手当

横浜税関仙台塩釜税関支署塩釜事務所、麻犬センター及び東京税関立川出張所横田旅具検査場の職員は、地域手当の支給地域に所在する他の官署の職員と同一港内、同一地域で主に勤務しているにも関わらず、地域手当の支給対象となっていないことから、支給対象となるよう関係機関に働きかけていただきたい。



仙台塩釜税関支署塩釜事務所（塩釜市所在、地域手当なし）の職員と仙台塩釜税関支署（仙台市所在、地域手当6%）の職員については、官署の所在地が異なることから地域手当に差異が生じている。

塩釜市、多賀城市（地域手当10%）及び仙台市は隣接する位置関係にあり、主な勤務場所が同一港内（仙台塩釜港）で、主として輸出入貨物を取扱う業務であるものの、塩釜市は支給対象外であることから、仙台塩釜税関支署塩釜事務所の職員についても地域手当の支給対象となるよう関係機関に働きかけていただきたい。

麻犬センター（岩沼市所在、地域手当なし）の職員と仙台空港税関支署（名取市所在、地域手当3%）の職員については、官署の所在地が異なることから地域手当に差異が生じている。

仙台空港は名取市と岩沼市に跨って所在しており、麻犬センターの職員の主な勤務場所が仙台空港税関支署の職員と同じ仙台空港内であり、麻犬センターの所在地から仙台空港税関支署までの所要時間は車で約8分の距離関係にあるものの、岩沼市は支給対象外であることから、麻犬センターの職員についても地域手当の支給対象となるよう関係機関に働きかけていただきたい。

東京税関立川出張所横田旅具検査場（瑞穂町所在、地域手当なし）の職員は、主な勤務場所が福生市内（地域手当15%）であるにも関わらず、事務所が国道16号線を挟んだ瑞穂町に所在するため、地域手当の支給対象となっていない。瑞穂町職員においては、10%の地域手当が支給されており、同手当の支給趣旨が「地域の民間賃金水準をよりの確に給与に反映させる」という同一のものであれば、不均衡が生じていると思われることから、東京税関立川出張所横田旅具検査場の職員について

も地域手当の支給対象となるよう関係機関に働きかけていただきたい。

⑤ 犯則取締等手当

金密輸入事犯については、密輸の背後には暴力団等が絡んでいることが多く、危険が伴うことから、犯則取締等手当の支給対象となるよう関係機関に働きかけていただきたい。

⑥ 赴任旅費

移転料の実費支給に係る見直しが行われたが、当該見直しに係る事務手続きにあつては、転居する職員から「見積もりへの対応に時間をとられ負担であった」との声も聞こえており、かつ、取りまとめめる総務・管理などの業務負担が増加していることから、移転料が定額を下回る場合は、3社による見積もり合わせを不要とするなど、請求手続きの簡素化を図り、事務手続きの効率化をお願いする。

また、生活必需品と言える乗用車やバイクを運搬する際の追加費用については、一部の例外を除き、支給対象外経費とされていることから、支給対象となるよう見直しをお願いする。

(当局回答)

超過勤務手当などの各種手当は、税関職員の給与に関わる事項でありまして、皆さんが強い関心を持っていらっしゃることは承知しております。これらの手当につきましては、制度に関する事項であり当局の権限の及ばないところではありますが、当局として、関係機関に対し必要な要望を行ってきているところがあります。



現下の行財政事情等から極めて厳しい状況ではありますが、税関職員の職務の困難性や職責の高まりなどを踏まえまして、引き続き関係機関に対し、処遇の改善を要望してまいりますと考えております。

(8) 旅費支給基準で定められている宿泊費の格差是正（渡辺）

旅費支給基準で定められている日当・宿泊費の支給額について、2級以下の職員の宿泊費定額引上げを行い、3級以上の職員との格差を是正すること。

日当・宿泊費の支給額について、現在は出張先の状況により宿泊費に大きな差があり、定額を超過した場合でも要件を満たせば実費支給できることとなっている。給与報酬や福利厚生とは違い、業務を行うための出張において、宿泊費で2級以下の職員と3級以上の職員で格差があることは不公平であり、同じ業務を行うのであれば宿泊代については2級以下の職員の宿泊費定額を引き上げることにより、格差を是正するよう関係機関へ働きかけをお願いする。

(当局回答)

旅費支給基準で定められている日当・宿泊費の支給額の定額引上げについては、まさに国家公務員の旅費制度に関する事項であり、当局の権限の及ばないところではあります。他方で現在主計局において、国家公務員等の旅費制度の見直しが議論されていると承知しております。皆さんからの要望の主旨については、主計局の担当へ伝えたくところでございます。

度分科会の公表資料によれば、「宿泊料は、「大臣等・指定職・一般職員」の3区分にする」とされているところ、支給額等の具体的な見直しの議論は承知しておりませんが、旅費制度については、職員の関心が高い事項でありますので、今後も可能な限り情報提供等を行っていきたくと考えております。

議題3  
業務処理体制に係る諸問題

(1) テロ対策への取組み強化に向けた対応・安全管理の充実（永山）



永山副中央執行委員長

テロ対策への取組み強化に向けた対応については、必要な人員の確保、検査機器の配備など業務処置体制の整備を図るとともに、職員の安全管理を徹底するため、引き続き、爆発物等に関する知識や危険物発見時の対応等にかかる研修等を充実させること。

今後、我が国においても、2025年の大阪・関西万博や東京世界陸上競技大会、2026年の名古屋アジア競技大会、2027年には横浜での国際園芸博覧会などの大規模な国際イベントが開催されることから、テロ対策を強化しなければならないことは我々も十

分に理解している。

しかしながら、業務量の増大が見込まれることから、必要な人員の確保、検査機器の配備など職場環境整備を図っていただきたい。

また、職員の安全管理を図るため、引き続き、爆発物等に関する知識や危険物発見時の対応等にかかるより確実な研修等の充実をお願する。



### (当局回答)

テロ対策につきましては、現在、G7関係閣僚会合等の開催に伴い、水際取締りを強化しているところではありますが、これまで必要な人員の確保、取締・検査機器の適正配備といった税関の体制の整備をするともに、国内外関係機関・業界団体との連携強化、事前情報の活用など、取組みの強化を進めてきたところであります。

安全管理についても、税関業務の円滑な遂行にとつて基本的条件であると考えておりまして、これまでも取締・検査等の業務に従事する職員が、不審物発見時や不測の事態発生時に安全かつ適切に対応できるよう、テロ対策を目的とした研修を実施しております。

また、関係機関との連絡体制の再確認、合同でのテロ対策訓練の実施のほか、「不審物を発見した際の基本対応指針」の策定、各税関における不審物発見時に係る対応の共有等により、安全管理の徹底に努めてきたところであります。2025年には大阪・関西万博など、今後も大規模な国際イベントが開催されることから、引き続きテロ対策を推進すると共に、職員の安全管理に対する取組みの適切な実施に努めてまいりたいと考えております。

### (2) 旅具検査体制 (北條)

旅具検査体制の改善にあたっては、先に運用された現場の意見を反映するほか、関係職員の大幅な負担増加や急激な勤務環境の変更が生じないよう十分配慮するとともに、前広な情報提供を行うこと。

また、電子申告ゲートを利用する入国旅客への対応に加えて、外国為替及び外国貿易法に係る輸出禁止措置対応や、令和3年10月から輸出品販売場制度における免税販売手続が完全に電子化されたことなど、出国者に対する検査を強化していることから、職員への過度な負担を強いることがないよう人員配置及び職場環境の整備等適切に対応すること。

QRコードリーダーについて、主要空港である成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港へ配備を行い、通常の有人ブースでもスマートフォンを利用した旅具通関が出来るブースが増えた。



業務処理体制の変更や各施策の実施にあたっては、最初に運用された現場の意見を反映するほか、関係職員の大規模な負担増加や急激な勤務環境の変更が生じないよう十分配慮するとともに、前広な情報提供をお願いする。

また、通常の入国者に対する旅具通関検査のほか、出国者に対する外国為替及び外国貿易法に係る輸出禁止措置対応、免税物品購入者の出国時における現物確認にも人員を配置しており、主要空港の中には、出国対応に10人程度の人員を取られている空港もあり、必要な人員が確保できていないところである。

さらに、免税物品の現物確認の結果、出国者が購入した免税物品を輸出せず、かつ、消費税を納付しないことにより滞納となった場合に

は、旅具検査官が賦課決定通知書を作成して交付した後、同通知書の原本は収納課にて管理・保管され、必要な登録事務、滞納案件としての書類作成及び文書管理が発生する。その後、徴収権を本関に引き継ぐなどの手続きを行うため、本関収納課への引継ぎ書類の作成、引継ぎを受ける本関収納課では引き受けの書類作成などの業務が発生する。このような手続きを行う時も、今までに発生していない業務であることから、現場と本関収納課との相談及び調整を行うなど時間も掛かる。そのうえ、滞納者からの相談を受けることもあり、その対応にもあたらなければならぬなど、収納担当者の業務も増加している。

このような状況を踏まえ、職員に過度な負担を強いることのないよう適正な人員配置及び職場環境の整備をお願いする。

### (当局回答)

旅具検査体制につきましては、水際措置の終了に伴う訪日外国人旅行者数の増加に加えまして、今ご指摘のありましたような外為法に基づく輸出規制物品への対応や輸出品販売場制度を巡る対応など出国旅客への対応の必要性の高まりなど、急激な環境変化に適切に対応し、不断の改善を図っていく必要があると考えております。その際、業務処理体制の変更や改善が必要となる場合には、現場の意見を取り入れつつ、関係職員の大規模な負担増加や急激な勤務環境の変化がないよう配慮するとともに、前広な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

また、このような変化に必要な体制整備として、令和5年度定員において、出国者の携帯品等に対する取締体制整備を含め、104人の純増を確保したところであります。

今後も、職員の適正配置に努めるとともに、

実務研修を含めた業務に必要な研修を実施するなど、職員にとつて過度な負担とならないよう、引き続き適正な人員配置及び職場環境の整備等に努めてまいりたいと考えております。

### (3) 急増する輸入貨物への対応 (原川)

越境電子商取引の拡大に伴い、輸入貨物が急増していることから、業務量に応じた適正な人員配置などの対応を行うこと。



原川副中央執行委員長

越境電子商取引の拡大に伴い、輸入貨物が急増している。インターネット通販サイト上から手軽に注文できる利点から、現在も減少することなく、輸入申告件数は増加している。当局にあつては、細かな実態把握をするとともに、業務量に応じた適正な人員配置など柔軟な対応をお願いする。

### (当局回答)

税関業務を取り巻く環境については、ご指摘の越境電子商取引の拡大に伴う輸入貨物の急増など、多くの課題に直面しており、こうした課題に対応するため、より一層、効率的・効果的に業務運営を進めるとともに、人員の適正配置を行いつつ、更なる人員確保等必要



な体制整備に努めてきたところであり、今後とも、官署ごとの業務量の変化等の実状を勘案しながら、適正な人員配置に努めてまいりたいと考えております。

(4) 地方官署等の人員配置等 (福本)

定期便やチャーター便、クルーズ船への対応等のため地方官署で勤務する職員の負担軽減が図られるよう適正な人員配置等を行うこと。

地方官署においては、定期便の復便、チャーター便の入港が徐々に再開してきており、クルーズ船については各地方港への入港及び寄港予定が入ってきている。



これらの定期便やチャーター便、クルーズ船の対応について、地方港での取締り等の行政需要が再び増加し、併任先で勤務していた職員を戻したり、以前のように近隣官署から応援職員を派遣して対応している。

このような状況において、地方官署で勤務する職員の負担軽減が図られるよう適正な人員配置等をお願いする。

(当局回答)

税関業務を取り巻く環境については、水際措置の終了に伴う訪日外国人旅行者数の増加など、多くの課題に直面しており、こうした課題に対応するため、より一層、効率的・効果的に業務運営を進めるとともに、人員の適正配置を行いつつ、更なる人員確保等必要な体制整備に努めてきたところでございます。

今後とも、地方官署を含め、官署ごとの業務量の変化等の実状を勘案しながら、職員にとって過度な負担とならないよう、適正な人員配置に努めてまいりたいと考えております。

(5) 税関事務管理人制度の見直しへの対応 (片桐)

税関事務管理人制度が見直しとなったことにより、業務部通関総括部門及び通関総括担当部門等に過度な負担を強いることがないよう人員配置等適切に対応すること。

税関行政本年10月1日より税関事務管理人制度が見直しとなり、税関長が非居住者等に税関事務管理人の選定・届出等を要請し、非居住者が期限までに要請に応じない場合に、税関長が非居住者の一定の国内関連者を税関事務管理人として指定できる規定が整備された。また、届出を行う非居住者に対して、税関事務管理人との委任関係を証する書類の提出を求めるなどの業務が新たに発生することなどが考えられるため、業務部通関総括部門及び通関総括担当部門等に過度な負担を強いることがないよう人員配置等適切に対応していただく。中長期ビジョン「スマート税関構想2020」では、AI等先端技術の導入などの記述があり、導入にあたっては関係職員の負担増加、勤務環境の変更などが発生すると思われる。そのようなことが生じないよう十分配慮いただくとともに、この様な機械化を図りつつも、マンパワーは必要と考え

ることから、適正な人員配置をお願いする。なお、新たな機器などの配備にあたっては引き続き前広な情報提供をお願いする。

(当局回答)

令和5年度関税改正における税関事務管理人制度の見直しについては、非居住者が輸入申告等を行う際に定めるべき税関事務管理人を定めずに不正行為を行う事案への対応として、税関長が、非居住者に税関事務管理人を定めるよう求めるほか、国内関連者を税関事務管理人として指定できる旨の規定の整備等を行い、本年10月から施行されているところでございます。

運用面では、同じ内容の税関事務管理人の届出を複数の税関に行う場合、届出書の宛先に複数の税関長名を列記して、いずれかの税関に提出可能とするほか、税関事務管理人の一覧表を税関イントラネット上で共有すること、届出書の税関間の転送は不要とする等、届出者・税関双方の事務負担の軽減を図っているところであります。

また、税関事務管理人の届出数等は税関官署ごとに差があると考えられるところ、関税局としては、税関官署ごとの業務量を適切に把握した上で、税関業務の処理に支障をきたすことのないよう、適正な人員配置に努めてまいりたいと考えております。

(6) 女性職員の登用及びワークライフバランスの推進 (髙本)

「税関における『財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画』推進要領」の推進にあたっては、身上面に配慮した登用及び配置に努めること。

また、各種休暇制度を取得しやすい職場環境の整備と周囲の職員の負担軽減につながるよう人員の手当を行うなど適切に対応すること。さらに、テレワークについては、引き続き

職員が利用しやすく負担とならないよう努めるとともに、前広な情報提供を行うこと。

「税関における『財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画』推進要領」を推進するにあたり、育児等の関係から時間に制約のある職員などもいること、これまで女性職員が配置されていなかった部門への配置も発生していることから、充分な勤務環境の整備及び身上把握の徹底をお願いする。



また、昨年10月には、育児休業・育児参加のための休暇をより柔軟に取得できるようになった。改正ポイントとしては、育児休業の取得回数及び産後パパ育児の取得回数が1回から2回までとなり、育児参加のための特別休暇取得期間が拡大されたことから、育児参加しやすき職場環境づくりをお願いする。

在宅型テレワークについては、希望する職員がテレワーク等を利用しやすく負担とならない職場環境を整えるように努めるとともに、新たな取組みがあれば前広な情報提供をお願いする。

なお、テレワークが広がることで、単身者や独身者は孤立感や疎外感を感じる可能性もあることから、管理者から在宅型テレワークをしている職員に対して密にコミュニケーションをとるよう、管理者のマネジメントをお願いする。

(当局回答)

時間に制約がある職員を含めた全ての職員が、心身共に健康で、個々の能力を十分に発揮して業務に取り組むことができる環境を整えていくことが重要と考えております。

まず、女性の採用・登用拡大につきまして、「税関における『財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画』推進要領」に基づきまして、定めた目標の達成に向け、人事評価制度の適切な運用を前提として、女性職員の計画的育成などの取組を進めてまいりたいと考えております。配転につきましては、公務の要請に基づき、適材適所で実施するものでありますことから、全ての職員の希望を満足させることはできませんけれども、従来から身上把握の徹底を図るとともに職員の健康状態、あるいは、育児や介護の事情などの把握にも努めながら、本人の希望につきましては、できる限り尊重することとしてお承知しております。

次に、育児休業等各種休暇を取得しやすい職場づくりにつきましては、これまでも各種会議や研修等において、幹部・管理者を含めた職員の意識付けに努めてきたところであります。また、男性職員の育児休業及び産休の取得率も高い水準となっております。引き続き育児休業等各種休暇制度を利用しやすい職場環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

加えて、職員が育児等に係る各種休暇等制度を利用した際には、周囲の職員に過度な負担が生じないように、引き続き、任期付職員の採用やワークライフバランス定員の活用等に努めてまいりたいと考えております。

さらに、税関におけるテレワークの環境整備につきましては、昨年度初めにシンククライアント専用端末の追加配備及びシンククライアント同時接続数の拡大を実施したところであり、また、各関からの要望を踏まえまして、モバイルルーターやモニターの調達を各関にて実施したところであります。

昨年6月に、出勤している職員とテレワー

ク実施職員との間のコミュニケーションツールとしてSkypeを導入したところであり、また、テレワークに限らず、より良い組織づくりには常日頃からコミュニケーションを図ることが重要であり、各管理者研修におきましても、カリキュラムにコミュニケーションスキルを取り入れるところがございます。

引き続きテレワークの円滑な実施に向けた環境整備及び管理者のマネジメントスキルの向上に努めるとともに、新たな取組みがあれば前広な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

## (7) 経済安全保障(仲野)

経済安全保障について、スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022では、政府全体の方針を踏まえ、関税局・税関としても情報収集の強化等、「軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出」を念頭に取組を進めるとのことだが、職員への過度な負担を強いることがないよう人員配置及び職場環境の整備等適切に対応すること。

昨今、経済安全保障上の脅威への対処が政府全体として重要な政策課題となっている。

安全保障の確保に関する経済施策として、法制上の手当が必要な喫緊の課題に対応するため、経済安全保障推進法が制定された。税関としては、これまでも外国為替及び外国貿易法に基づく輸出規制に該当する貨物については、経済産業大臣の輸出許可等を受けている旨の確認をするなど、不正輸出を防止する対応を行ってきたが、経済安全保障推進法を踏まえた経済安全保障に係る税関の取組みについて、スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022で取組みについて記載され

ている。

関税局・税関としても情報収集の強化、「軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出」を念頭に取組みを進めるとして、東京税関内に経済安全保障情報分析センターが設置され、各税関の情報管理室、輸出事後調査部門、通関部門及び旅員通関部門との連携を図り、情報の収集、分析及び蓄積をしていくという方針が示された。

新たな取組みであることから、適正な人員配置や職場環境の整備など、職員への過度な負担を強いることがないよう対応をお願いする。

## (当局回答)

関税局・税関としましては、現在、外為法で規制されている軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出を防止する観点から、経済産業省や警察等の関係機関との連携強化を通じた情報収集・分析能力の強化、厳格な審査や調査等による適正な輸出通関の確保、また、経済安全保障情報分析センター室の新設及び通関部門や輸出事後調査部門等の経済安全保障の確保に資する部門の体制強化、さらに、経済安全保障の観点から疑義のある取引について、通関業者等の民間事業者への情報提供依頼、といった取組みを進めているところでありまして、今後とも、関係機関や民間事業者等と連携しながら、こうした取組みを進めていくこととしております。

また、経済安全保障に係るイントラネットのページを開設し、職員向けの情報の拡充を図るとともに、当該ページを通じた情報提供を順次実施しているところでございます。

これまでも税関長会議や各部長会議等の場や日頃の税関とのやり取り等を通じて、こうした取組みについて情報提供をしている

ところであり、引き続き前広な情報提供に努めるとともに、職員周知や研修等についても丁寧な実施してまいりたいと考えております。

加えて、人員配置においては、業務量の変化等の実状を勘案しながら、職員にとって過度な業務負担とならないよう、適正な人員配置に努めてまいりたいと考えております。

## (8) 障害者雇用に関する職場環境の整備等(小坪)



小坪中央執行委員

障害者雇用にあたっては、障害を持つ職員及びその周りの職員が働きやすい職場となるよう職場環境の整備等を適切に対応すること。

質の良い仕事をするためには、職場環境の充実が不可欠である。障害を持つ職員が能力を最大限発揮でき活躍しやすい、障害を持つ職員及びその周りの職員が働きやすい職場となるよう環境等を整備するとともにサポートする周りの職員に対し、研修を行うなどの配慮をお願いする。





(当局回答)

障害を持つ職員が定着し活躍できる職場をつくるため、人事担当者及び配置先部署の緊密な連携のもと、障害を持つ職員とのコミュニケーションを通じ、障害の種類や程度、障害特性や必要な支援等を把握し、必要に応じて就労支援機関等にも相談しつつ、必要な設備の設置等を含め、職場環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

また、障害を持つ職員の働きやすい職場環境づくりのためには、職場の同僚・上司の障害に対する理解を深めることが重要であります。障害を持つ職員を温かく見守り、支援する応援者となるよう、障害に対する理解を深めるための研修、例えば、ハローワークが実施する精神・発達障害者に対する知識と理解を深める講座の受講ですとか、障害に対する基本知識と配慮事項を周知する等の取組みを進めているところであります。

(9) 監視艇の運航に関する安全確保等 (脇中)

監視艇については、洋上取引や地方港における社会悪物品等に対する取締など海上機動力として非常に重要であることから、安全運航に資するための経費を確保し、監視艇の整備等できる職場環境の整備、安全に係留する係留場所確保及び整備等をお願いする。

また、旧監視艇を譲渡する等、処分に時間を要する場合には、職員が安心して旧監視艇を運航できるよう、上架等必要な処置を行っていただくとともに、海事職員への過度な負担とならないよう配慮をお願いする。



脇中中央執行委員

税関の監視艇は、近年、洋上取引、地方港における社会悪物品や金地金の密輸が摘発されている中において、海上機動力として非常に重要なものとなっております。その監視艇を運航する海事職員は、社会悪物品や金の密輸及びテロ関連物品に対する水際阻止のため監視取締りを行う上で重要な職責を果たしている。

そのような職責を果たしている海事職員は、日々監視艇を整備し、その運航に支障をきたさないよう業務に精励しているところである。については、本年5月15日に提出した「令和6年度概算要求に関わる要求書」でも記載しているとおり、安全運航に資するための経費を確保し、監視艇の整備に必要な部品や工具等を格納する施設等の職場環境の整備、安全に係留する係留場所確保及び整備をお願いするとともに、故障、不具合等が発生した場合には速やかに修繕等の対応を図るようお願いする。

また、退役後も税関の管理下にある船舶については、譲渡されるまでの間、船舶の機能維持のため、海事職員が定期的に係留場所へ赴き、周辺海域での運航や機関部・甲板部の整備を行っている。今後も監視艇の老朽化等による代替船の建造予定があることから、退役した船舶について譲渡までの期間が長期化する場合は、海事職員が安心して運航できる

よう、上架等の必要な処置を行う、若しくは船舶を陸上において保管する措置を検討するなど、海事職員に過度な負担とならないよう配慮をお願いする。

(当局回答)

監視艇の安全運航を確保するため、厳しい財政事情の下、必要な経費を確保のうえ、監視艇の点検及び整備並びに係留場所の整備等を実施してきたところであります。

今後とも、監視艇の安全運航を確保するために必要な措置を実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、退役した監視艇は、処分するまでの間、税関で管理し、船舶の機能維持のため必要な運航や整備を行っているところですが、こうした状況においても、安全運航の確保が重要と認識をしております。

特に、退役した監視艇の処分に時間を要する場合においては、上架等の必要な整備を行う等職員への過度な負担とならないよう配慮してまいりたいと考えております。

議題4

職員の健康・安全管理

(1) 健康管理施策 (永山)

前回交渉から今日まで残念なことに現職の方が亡くなっている。職員が健康を害することとは、職員本人やその家族はもとより、組織としても大きな痛手となることから、引き続き健康管理施策の確実な実施に努めること。

特に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策については、2類から5類に変更になった後も、業務継続のためマスク、アルコール消毒液等の物品が不足しないよう、引き続き、必要数を確保すること。

前回交渉から今日まで残念なことに現職の方が亡くなっている。職員が健康を害することは、職員本人やその家族はもとより、組織としても大きな痛手となることから、引き続き、健康管理施策の確実な実施に努めていただきたい。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止は、税関の使命を果たすためには必要な水準の業務を継続しなければならず、そのため職員は感染するリスクを抱えながら職務に精励している。そのような職員の心身に過度な負担とならないよう、マスク、アルコール消毒液等の物品が不足しないよう必要数の確保をお願いする。

(当局回答)

まず、現職でお亡くなりになった職員に対し、心からご冥福をお祈りするとともに、そのご家族に対してお悔やみ申し上げます。

職員の健康管理は、業務運営上の最重要事項であると認識しておりまして、機会あるごとに、管理者に対して職員の心身にわたる健康管理に十分な配慮を払うよう注意喚起しているところであります。

職員の健康管理に関する施策については、これまでも人事院規則に則り、必要な健康管理施策の実施に努めてきていただいております。特に、人間ドックについては35歳以上の希望者全員を対象として、定期健康診断については人事院規則の規定よりも受診対象者の拡充や対象年齢を引き下げて実施しているところであります。





片桐中央執行委員

引き続き、必要な健康管理施策の実施に努めてまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが2類から5類に変更になった後も、職員が安全に職務を全うできるようにするために、状況に応じて適切な感染防止対策を講じることが必要であると考えております。現時点で消毒液やマスク等の感染症対策物品は、必要な職員に行き渡っていること認識しており、また、必要時にはいつでも追加購入できるよう調達準備を整えているところであります。

引き続き、水際取締りをはじめとする税関業務に支障をきたさぬよう、職員の感染防止対策に努めてまいりたいと考えております。

## (2) 宿舎の改修 (片桐)

一部の合同宿舎等について、築50年を超える宿舎もあり、経年による老朽化が著しくなってきたものがある。省庁別宿舎の老朽化も含め関税局から改修の働きかけをお願いしたい。

一部の合同宿舎等について、築50年を超える宿舎もあり、経年による老朽化が著しくなってきた宿舎がある。人事異動により一旦は入居するものの、汚損、摩損等の現状に嫌悪感を抱き、すぐさま民間住宅への移転を余儀なくされる場合もある。また、宿舎に設置されている給湯器や風呂釜などは年数が経過すれば部品等がなくなり、修繕もままならなくなることもあることから、一定年数の経過により更新をお願いしたい。省庁別宿舎の老朽化への対応については、予算措置に取り組んでいただき、



## (当局回答)

宿舎の建て替えについては、合同宿舎として設置することが原則であり、その整備については、各税関からの要求に基づき、財務局が宿舎の必要戸数等を把握したうえで、計画的・効率的に整備するものと承知をしております。

また、省庁別宿舎につきましては、優先度の高いものから改修等に努めてきておりまして、引き続き宿舎の適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

## (3) メンタルヘルス対策 (原川)

依然としてメンタルヘルス疾患を抱える職員が発生し深刻な問題となっていることから、引き続き、一次予防である未然防止に努めること。また、メンタルヘルス疾患を抱える職員への継続的な支援を行うこと。

各種メンタルヘルス対策がとられていることは承知しているが、依然としてメンタルヘルス疾患を抱える職員が発生し深刻な問題となっている。原因としては、職場の要員不足などから個人で過度に仕事を抱えてしまうなど、責任感の強さゆえに肉体的・精神的負担に耐え切れずメンタルヘルスを患ってしまうケースなどがあるのではないかと考えている。また、メンタルヘルス疾患を抱える職員の周囲の職員も思い悩みながら対応している状況である。

当局におかれては、引き続きストレスチェック制度による一次予防である未然防止に努めるとともに、メンタルヘルス疾患を抱える職員への継続的な支援を行うようお願いします。



## (当局回答)

メンタルヘルス対策に関しましては、その重要性を十分認識し、職場の実情に応じた各種の施策を講ずるとともに、各管理者には職員に対する身上把握の徹底及びきめ細かい配慮に心掛けるよう指導・徹底しているところであります。

職員のメンタルヘルス対策に関する施策については、人事院の指針等に基づき、各職場の管理者、家族、主治医、健康管理医との連携を密にした職場復帰プログラムの策定等の対応等、職場復帰や再発防止に対する所要の措置を講じてきたところであります。

今後とも、メンタルヘルス対策につきましては、十分配慮してまいりたいと考えております。

## (4) ハラスメント対策 (仲野)

ハラスメント対策については、効果的な対策をしっかりと行うこと。特にパワーハラスメントについては、人事院規則に制定され施行されていることから、しっかりと行うこと。



仲野副中央執行委員長

各種ハラスメントは、職場環境を悪化させるだけでなく、職員のメンタルヘルスにも悪影響を与えるため、その対策は必要不可欠である。各種管理者研修においてハラスメント防止の講義を実施していることは承知しているが、引き続き、ハラスメント対策の確実な実施に努めていただきたい。

## (当局回答)

関税局としては、税関に対しハラスメントに関する人事院通知や事例等の周知を行うとともに、会議等の機会があるごとに、ハラスメントのない明るく風通しの良い職場環境の整備に取り組むよう注意喚起を行っているところであります。

税関においては、職員の相談窓口に加え、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する相談員を設置するとともに



に、人事院規則や部内規程の内容についてインターネットに掲載する等、職員に対し周知徹底を図っているところであり、

また、幹部やハラスメント相談員を含めた全職員を対象とする各種講演や管理者研修等において、ハラスメント防止に関する講義を実施するなど、各種対策を講じているところであり、

ハラスメント防止対策は、大変重要である認識をしております。今後ともその防止に努めてまいりたいと考えております。

### (5) 夏季休暇の使用可能期間の拡大 (福本)



福本中央執行委員

夏季休暇の使用可能期間について、7月から9月までの期間が業務繁忙に当たり、当該期間内に休暇を使用することが困難な職員については、前後各1月の期間拡大し、使用することができるよう人事院規則の改正が予定されていることから、業務繁忙となる職員が夏季休暇を取得しやすくなるよう適切に対応すること。また、業務繁忙と認められる場合の具体的な考えなどがあれば情報提供をお願いする。

本年8月7日の人事院勧告と併せて「令和5年公務員人事管理に関する報告」に夏季休

暇の使用可能期間の見直しとして、7月から9月までの期間が業務繁忙に当たり、当該期間内に休暇を使用することが困難な職員について、前後各1月の期間拡大し、使用することができると明記され、令和6年1月から実施されるよう、人事院規則の改正が予定されている。7月から9月は出入国旅客が増加する繁忙期にあたることに加え、税関の人事異動時期でもあることから、拡大後の期間内において、業務繁忙となる職員が夏季休暇を取得しやすくなるよう適切に対応するようお願いする。

また、業務繁忙と認められる具体的な条件など考えているようであれば情報提供をお願いする。

### (当局回答)

夏季休暇の使用可能期間については、来年から従来の休暇使用可能期間の前後各1月が拡大される予定であると承知しております。それらも含めて、今後も適切な運用を行ってまいりたいと考えております。

また、「7月から9月までの期間が業務繁忙に当たり、当該期間内に休暇を取得することが困難な職員」の範囲につきましては、今後予定されている人事院規則の改正内容を踏まえた上で、関係先とともに検討して決定する予定であり、お知らせできる段階になれば前広にお知らせしたいと考えております。

### (6) 超過勤務の上限等に関する措置 (脇中)

超過勤務の上限等に関する措置については、職員に肉体的・精神的負担を強いることがないよう、事務の効率化・平準化及び適正な人員配置を行うこと。

超過勤務命令の上限が設けられたことは、長時間労働の是正となり、職員の心身の健康保持や仕事と家庭生活の両立の支援策として期待するものである。しかしながら、事務量の削減又は事務の効率化がなされないままでは、職員に肉体的・精神的負担を強いることになる。昨年より個人用LAN端末等により「在庁時間の客観的把握」が実施となったことから、事務の効率化・平準化及び適正な人員配置等、必要な対応をお願いする。

### (当局回答)

当局としては、恒常的な長時間に及ぶ超過勤務は、職員の活力を低下させ、業務遂行に支障を来すとともに、職員の心身の健康だけでなく健全な家庭生活にも深刻な影響を及ぼすと認識しております。

超過勤務縮減に関する具体策としては、関税局として税関長会議をはじめ各種会議で単なる懲罰や呼びかけにとどまらず、幹部職員のリーダーシップの下で、管理者に対して事務の効率化や事務の見直し等の業務改善に向けた取組強化を推進するよう指導しているところであり、

また、税関においては、RPA等を活用した業務の自動化・効率化、Web会議システムの活用、事務手続の電子化、会議資料のペーパーレス化など、それぞれの実状に応じた業務改善への取組を進めているものと承知しております。

今後とも、必要な業務改善に取り組むとともに、税関業務の現状や業務量の推移等の実情を勘案しながら、職員にとって過度な業務負担とならないように、適正な人員配置に努めてまいりたいと考えております。

## 永山中央執行委員長 交渉後挨拶

本日はありがとうございました。議題となっている中には、既に動いてきている部分があるところにつきまして、組合員から声が聞こえてきております。誠にありがとうございます。今後としましては、特に、今回もお言葉にありましたような、当局の権限の及ばない部分というところがございますけれども、労使ともに協力をしあいながら、改善に向けて取り組みを進めていければという風に、労組としましても考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

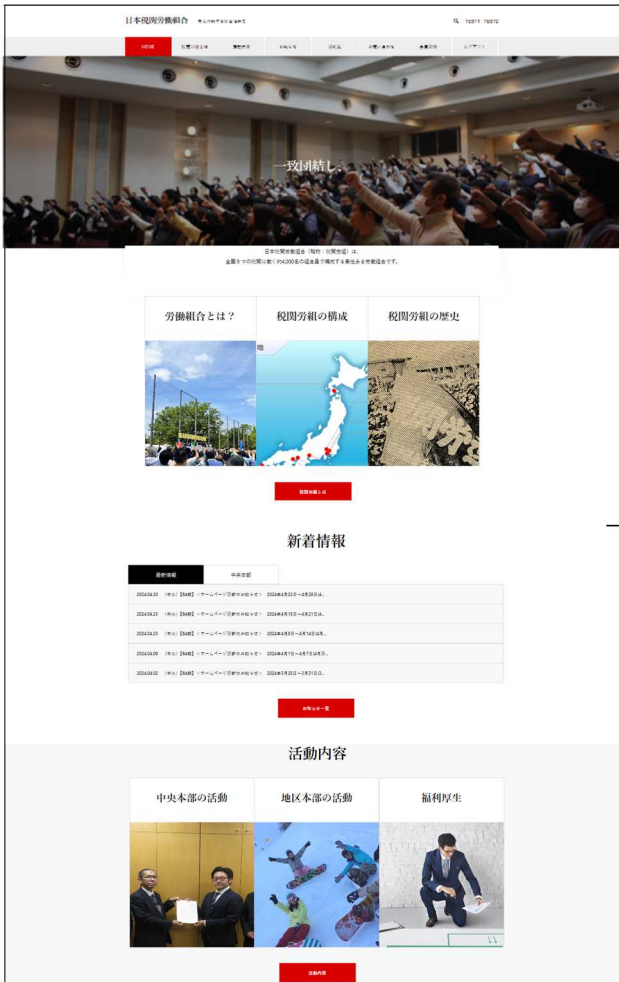


永山中央執行委員長

交渉は以上となります。  
今後も、組合員の処遇改善のために取組を進めていきます！  
共に頑張りましょう♪



(以上)



## HPが生まれ変わります！



税関労組は、2011年より現在のHPを開設し、組合活動や教宣紙、福利厚生情報などを閲覧できるよう更新を続けておりました。

当時に比べ、閲覧機器がパソコンからスマートフォンへ移行している状況を踏まえ、前期よりHP改善を進めておりました。

そして、遂に新HPが開設されました！

新たなHPは、閲覧のしやすさはもちろんのこと、大きな問題であったスマートフォンの閲覧にも対応しています！

今後も新たな情報発信ツールの一つとして、皆様にタイムリーな情報をお届けしていきます。

新HP導入のこの機会に、旧HPに登録をしていなかった組合員の皆様は、是非会員登録をしてみてください！

以降のページには、スマホ・PCからの会員登録方法を掲載します。

新HPの導入について



日本税関労働組合

## 会員登録

会員登録をすることにより、「交渉記録」「議事録」「要求書」「福利厚生」のページが閲覧可能になります。

下の各項目に沿って入力し送信ボタンを押して申請をお願いします。

中央書記局にて登録作業後、入力いただいたメールアドレス宛にログインIDとパスワードをお知らせします。

①と示した部分をタップすると「会員登録」を含めたいくつかの項目が表示される。

②の箇所に「会員登録」があるのでタップする。

左図の画面が表示されるので下にスクロールして、以下の内容を入力する。

- ✓名前
- ✓ふりがな
- ✓メールアドレス
- ✓所属地区本部
- ✓入関年次、職種
- ✓パスワード

全ての入力が完了したら「入力内容を送信する」をタップして作業完了です。

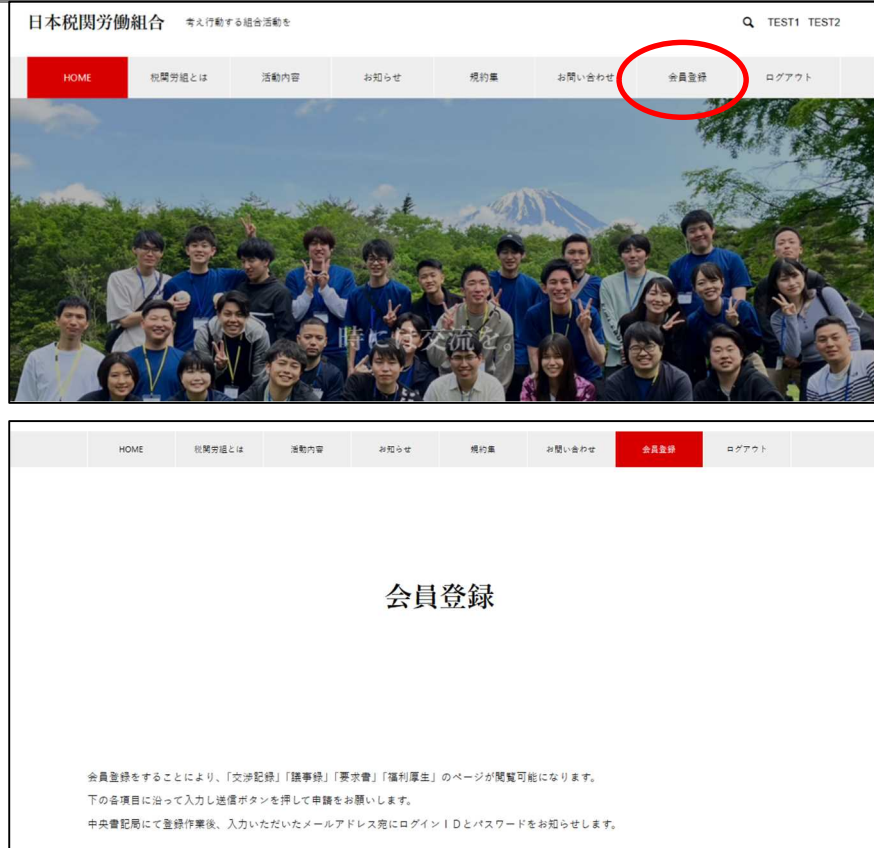
管理端末にてID、PWの発行が完了次第、登録いただいたメールアドレス宛に通知します。

これで登録完了です！



スマホからの会員登録方法





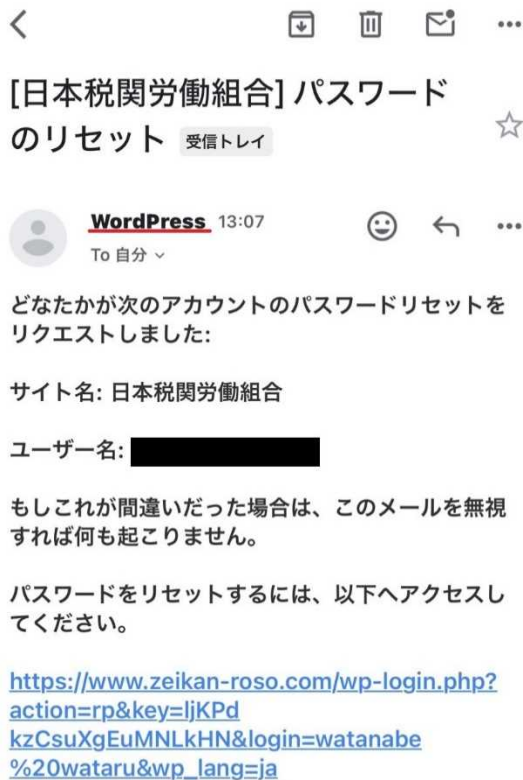
パソコンからの会員登録方法

旧HPに登録していた方で、アドレス確認が完了した方は、新HPへの移行作業が完了しています。

登録アドレス宛に新規パスワード設定のメールが届いておりますので、設定をしていただき新HPをご利用ください！



パソコンからの会員登録の場合は、上部に「会員登録」の項目が表示されているので、そちらをクリックすることで登録画面に移動できます。以降は、スマホ版の流れと同じです！



移行作業が完了した方には、上写真のメールを送っておりますので、パスワードの再設定をお願いします。

こちらのQRコードから会員登録画面に移動できます！  
皆さんの登録をお待ちしております！



旧HPにつきましては、本年12月末をもって運営を終了いたします。これまで各地本において、教宣紙のアップロードなど対応いただきありがとうございました。今後は、新HPの運営にご協力をお願いいたします！！



## 組合員の皆様へ

いつも組合活動へのご理解、ご協力大変ありがとうございます。

今期、教宣紙の発行が大変滞っており、皆様へ最新の情報を届けるべき税関労組ニュースとしての意義を果すことができていないことに対し、この場をお借りして謝罪申し上げます。

今後、連続した発行となりますが、今期の活動を少しでも皆様にお届けできるよう、順次発送させていただきます。

皆様にはご迷惑をおかけして大変申し訳ございません。

引き続きよろしくお願い申し上げます。